

藤井寺市ふるさと納税返礼品「PayPay 商品券」利用店募集について

藤井寺市（以下「本市」という。）では、寄附者に本市へ直接訪れていただき、本市内の店舗や施設等を利用いただくことで、本市の魅力発信と地域活性化を図ることを目的に、ふるさと納税返礼品として「PayPay 商品券」を導入しました。

つきましては、「PayPay 商品券」を利用可能とする本市内の店舗や施設等（以下「「PayPay 商品券」利用店」という。）を募集するものです。

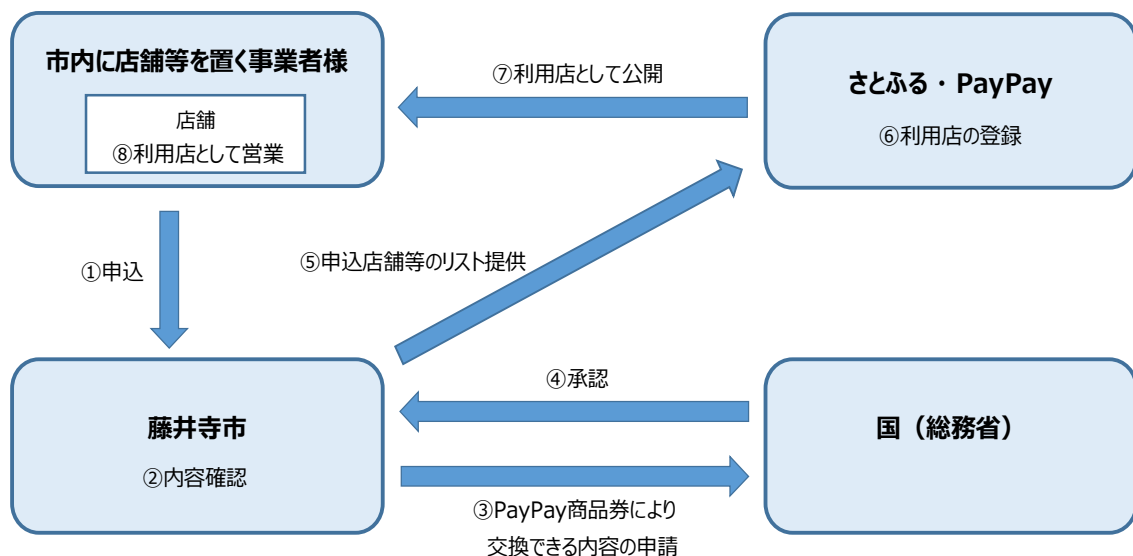
1 「PayPay 商品券」とは

ふるさと納税ポータルサイト「さとふる」から寄附することで取得できる電子商品券です。寄附者が取得した「PayPay 商品券」は、総務省が定める平成 31 年総務省告示 179 号地場産品基準（以下「地場産品基準」という。）を満たした商品やサービス等を提供する店舗や施設等（以下「対象店舗」という。）での決済時の支払い（PayPay 決済）に利用することができます。

2 「PayPay 商品券」利用店になるまでの流れ

「PayPay 商品券」利用店として登録・公開されるまでの基本的な流れは、下記の図 1 のとおりです。なお、申込から、「PayPay 商品券」利用店として登録・公開されるまでには、国の承認後、最長で 2 月程度の期間をいただきます。

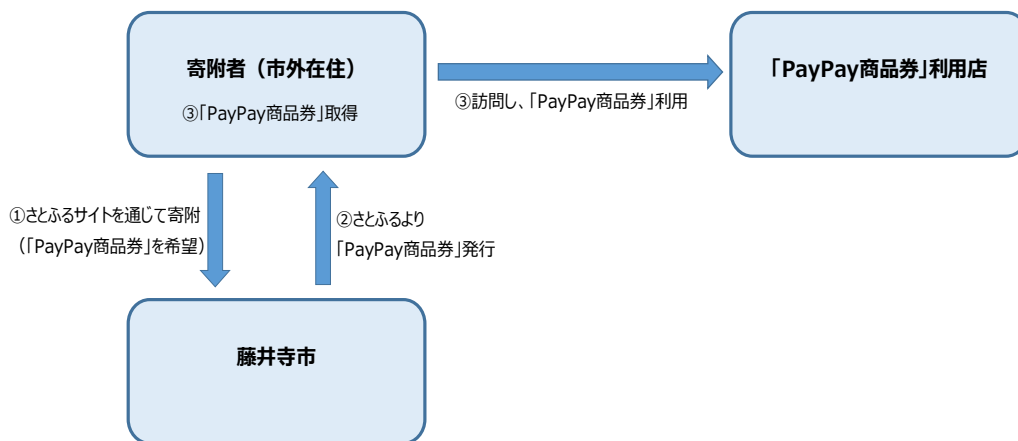
図 1：「PayPay 商品券」取扱店になるまでの流れ



3 「PayPay 商品券」が利用されるまでの流れ

市外在住の寄附者が「PayPay 商品券」を取得し、利用するまでの基本的な流れは下記の図 2 のとおりです。

図 2 : 「PayPay 商品券」が利用されるまでの流れ



4 「PayPay 商品券」利用店の募集期間

随時募集します。

5 申込方法等

「PayPay 商品券」利用店を希望する場合は、本市が指定する申込用紙（以下「申込用紙」という。）に必要な事項を記入のうえ、いずれかの方法により提出してください。

(1) 提出方法及び提出先

【窓口（持参）】

藤井寺市役所 3 階 政策企画部 魅力発信課

〒583-8583 藤井寺市岡 1-1-1

電話 072-939-1051

【電子申請】

ふるさと納税返礼品「PayPay 商品券」利用店申込フォーム

(2) 留意事項

複数の店舗を運営している場合（藤井寺に限る）、申込用紙は「PayPay 商品券」利用店として登録を希望する店舗ごとに提出してください。

6 「PayPay 商品券」利用店の取り消し

次の各号に掲げる事由に該当すると認められる場合は、「PayPay 商品券」利用店を取り消します。

(1) 「PayPay 商品券」利用店が営業を終了したとき。

- (2) 「PayPay 商品券」利用店の要件に該当しなくなったとき。
- (3) 「PayPay 商品券」利用店の申請内容に、虚偽のものがあることが判明したとき。
- (4) 対象商品以外の商品やサービス等の支払いに、「PayPay 商品券」を利用させていることが判明したとき。
- (5) 法令に違反するなど「PayPay 商品券」利用店として適切でないと認められるとき。

7 「PayPay 商品券」利用店の責務

「PayPay 商品券」利用店は、次に定める事項を遵守する必要があります。

- (1) 対象商品と対象外商品を明確に区分・表示すること。
- (2) 「PayPay 商品券」での支払い可否を明確に区分・表示し、運用すること。
- (3) 対象商品の品質について責任を負うこと。
- (4) 寄附者より対象商品に対するクレームがあった場合は、適切かつ誠実に対応するとともに、万が一対象商品が原因で寄附者に損害を与えた場合は、賠償の責任を負うこと。
- (5) 商品やサービス等の提供が困難となった場合や当初の申込内容が変更になる場合は、遅滞なく本市に連絡すること。
- (6) 「PayPay 商品券」の取り扱い状況に疑義が生じた場合において、本市が確認等必要と判断したときは、速やかに情報を開示するとともに、本市から指示があった事項について適切に対応すること。

【担当・お問合せ先】

藤井寺市役所 政策企画部 魅力発信課（ふるさと納税担当）

〒583-8583 藤井寺市岡 1-1-1

電話 072-939-1051

FAX 072-952-9448

E-mail furusato@city.fujiidera.lg.jp